

## 第22期第20回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年8月7日（月） 15：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 筑前海区における共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許について  
(諮問) 資料1

(2) 小型定置網漁業の許可方針について (協議)

資料2

(3) その他

5漁管第824号  
令和5年8月3日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠 太 郎  
(福岡県農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における共同、区画及び定置漁業の免許について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定により下記のとおり諮問します。

記

令和5年5月19日福岡県告示第325号により筑前海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間等を公示したところ、別添一覧表のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



## 筑前海区における共同漁業(第1種・第2種)の免許申請一覧

漁場計画 番号 (筑共)	免許 番号	申請者(漁業協同組合) ※上段:関係漁協(太字は代表者) 2段目以降:内訳(内は関係支所)	類似・ 新規	免許の適格性			総会の議決						申請受付 年月日			
				関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者(真外若含む。)の属する世帯数(A)	左記のうち組合員の属する世帯数	A×2/3	免許についての適格性	総会開催 年月日	総会日における組合員数	正	准	正(B)		准	B×2/3	総会における 賛成数
1号	同左	糸島(野北以外)	類似	257	257	172	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14
2号	同左	糸島(野北以外)	類似	257	257	172	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14
3号	同左	福岡市、糸島 福岡市(西浦、唐泊) 糸島(野北)	類似	109	108	73	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	311	○	R5.7.14
4号	同左	糸島(野北)	類似	39	39	26	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14
5号	同左	福岡市(西浦)	類似	44	44	30	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	311	○	R5.7.14
6号	同左	福岡市(玄界島)	類似	75	75	50	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	311	○	R5.7.14
7号	同左	福岡市(小呂島)	類似	29	29	20	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	311	○	R5.7.14
8号	同左	福岡市(能古、姪浜、伊崎、箱崎、奈多、志賀島)	類似	139	131	93	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	310	○	R5.7.14
9号	同左	福岡市、新宮相島 福岡市(奈多、志賀島、弘) 新宮相島	類似	96	96	64	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	312	○	R5.7.14
10号	同左	新宮相島(相島)	類似	33	33	22	○	R5.6.20	39	16	39	-	26	39	○	R5.7.14
11号	同左	新宮相島、福岡市、宗像 新宮相島 福岡市(奈多、志賀島、弘) 宗像(津屋崎)	類似	132	130	88	○	R5.6.20	39	16	39	-	26	39	○	R5.7.14
				36	36			R5.6.20	39	16	39	-	26	39	○	
				60	60			R5.6.24	347	80	323	-	216	312	○	
				36	36			R5.6.17	370	44	304	-	203	283	○	

## 筑前海区における共同漁業(第1種・第2種)の免許申請一覧

漁場計画 番号 (筑共)	免許 番号	申請者(漁業協同組合) ※上段:関係漁協(太字は代表者) 2段目以降:内訳(内は関係支所)	類似・ 新規	免許の適格性				総会の議決				申請受付 年月日				
				関係地区に住所を有し、1年以上に90日以上沿岸漁業を営む者(眞外若含む。)の属する世帯数(上段をA)	左記のうち組合員の属する世帯数	A×2/3	免許についての適格性	総会開催年月日	総会日における組合員数 正 准	総会に出席した組合員数 正(B) 准	B×2/3		総会における賛成数	特別議決要件(2/3以上)		
12号	同左	宗像	類似	412	412	275	○	R5.6.17	370	44	304	-	203	283	○	R5.7.14
13号	同左	宗像	類似	412	412	275	○	R5.6.17	370	44	304	-	203	283	○	R5.7.14
14号	同左	遠賀、ひびき灘 遠賀 ひびき灘(岩屋)	類似	66	63	44	○									R5.7.14
15号	同左	遠賀(波津)	類似	9	9	6	○	R5.6.20	57	16	57	2	38	52	○	R5.7.14
16号	同左	ひびき灘、北九州市 ひびき灘(脇田) 北九州市(脇之浦、若松)	類似	98	95	66	○									R5.7.14
17号	同左	ひびき灘、北九州市 ひびき灘(脇田) 北九州市(脇之浦)	類似	25	25			R5.6.24	115	48	97	2	65	96	○	
18号	同左	北九州市、ひびき灘 北九州市(長浜、平松、馬島、大里、旧門司) ひびき灘(藍島)	類似	70	70			R5.6.27	204	8	200	-	134	199	○	R5.7.14
19号	同左	北九州市、ひびき灘 北九州市(長浜、平松、馬島、大里、旧門司) ひびき灘(藍島)	類似	83	80	56	○									R5.7.14
				25	25			R5.6.24	115	48	97	2	65	96	○	
				55	55			R5.6.27	204	8	200	-	134	199	○	
				164	152	110	○									R5.7.14
				102	102			R5.6.27	204	8	200	-	134	199	○	
				50	50			R5.6.24	115	48	97	2	65	96	○	
				164	152	110	○									R5.7.14
				102	102			R5.6.27	204	8	200	-	134	199	○	
				50	50			R5.6.24	115	48	97	2	65	96	○	

## 筑前海区における共同漁業(第1種・第2種)の免許申請一覧

漁場計画 番号 (筑共)	免許 番号	申請者(漁業協同組合) ※上段;関係漁協(太字は代表者) 2段目以降;内訳(内は関係支所)	類似・ 新規	免許の適格性				総会の議決						申請受付 年月日			
				関係地区に住所を有 し、1年に90日以上 沿岸漁業を営む者 (真外者含む。)の属 する世帯数(上段を A)	左記のうち 組合員の 属する世帯 数	A×2/3	免許につい ての適格性	総会開催 年月日	総会日における 組合員数		総会に出席した 組合員数		B×2/3		総会に おける 賛成数	特別議 決要件 (2/3以 上)	
		北九州市、ひびき灘	類似	264	249	176	○										R5.7.14
20号	同左	北九州市 ひびき灘(脇田、藍島)		174	174			R5.6.27	204	8	200	-	134	199	○		
21号	同左	北九州市(脇之浦、若松)	類似	18	17	12	○	R5.6.24	115	48	97	2	65	96	○		R5.7.14

## 筑前海区における第3種共同漁業権(つきいそ漁業)の免許申請一覧

漁場計画番号(筑共)	免許番号	申請者 (漁業協同組合) ※()内は関係支所	関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数(A)	左記のうち組合員の属する世帯数	A×2/3	免許に付いての適格性	総会の議決				特別議決要件(2/3以上)	申請受付年月日			
							総会開催年月日	総会日における組合員数	正	准			総会日に出席した組合員数	正(B)	准
101	同左	福岡市(能古)	12	12	8	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	312	○	R5.7.14
102	"	"	12	12	8	○	"	"	"	"	"	"	305	○	R5.7.14
103	"	福岡市(弘)	18	18	12	○	"	"	"	"	"	"	306	○	R5.7.14
104	"	"	18	18	12	○	"	"	"	"	"	"	307	○	R5.7.14
105	"	福岡市(玄界島)	75	75	50	○	"	"	"	"	"	"	307	○	R5.7.14
106	"	"	75	75	50	○	"	"	"	"	"	"	305	○	R5.7.14
107	"	"	75	75	50	○	"	"	"	"	"	"	308	○	R5.7.14
108	"	福岡市(奈多)	10	10	7	○	"	"	"	"	"	"	306	○	R5.7.14
109	"	"	10	10	7	○	"	"	"	"	"	"	307	○	R5.7.14
110	"	"	10	10	7	○	"	"	"	"	"	"	306	○	R5.7.14

## 筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(団体)(類似漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		申請者 ( )内は関係支所	免許の適格性			総会の議決						特別議 決要件 (2/3以 上)	申請受付 年月日		
	漁場計 画番号 (筑区)	免許番号		関係地区に 住所を有し、 当該漁業を 営む者の属 する世帯数 (A)	左記のうち 組合員の属 する世帯数	A×2/3	免許につ いての適 格性	総会開催 年月日		総会日におけ る組合員数		総会出席した 組合員数			B×2/3	総会に おける賛 成数
								正	准	正	准					
のり	1	同左	糸島(加布里)	1	1	1	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
	2	"	福岡市(姪浜)	7	7	5	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	306	R5.7.14	
	3	"	"	7	7	5	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	307	R5.7.14	
わかめ	101	"	糸島(福吉)	7	7	5	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
	102	"	糸島(深江)	5	5	4	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
	103	"	糸島(深江)	5	5	4	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
	104	"	福岡市(志賀島)	11	11	8	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	307	R5.7.14	
	105	"	"	11	11	8	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	308	R5.7.14	
	106	"	福岡市(弘)	2	2	2	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	306	R5.7.14	
	107	"	"	2	2	2	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	307	R5.7.14	
	108	"	福岡市(志賀島)	11	11	8	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	308	R5.7.14	
	109	"	北九州市(大里)	5	5	4	○	R5.6.27	204	8	200	-	134	199	R5.7.14	
	110	"	福岡市(箱崎)	6	6	4	○	R5.6.24	347	80	323	-	216	307	R5.7.14	
	111	"	糸島(福吉)	7	7	5	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
	112	"	糸島(岐志)	1	1	1	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	
魚類	201	"	宗像(大島)	95	95	64	○	R5.6.17	370	44	304	-	203	283	R5.7.14	
	202	"	宗像(鐘崎)	230	230	154	○	R5.6.17	370	44	304	-	203	283	R5.7.14	
	203	"	宗像(大島)	95	95	64	○	R5.6.17	370	44	304	-	203	283	R5.7.14	
	204	"	糸島(姫島)	3	3	2	○	R5.6.24	296	67	286	1	191	280	R5.7.14	

## 筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(団体)(類似漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		申請者 ( )内は関係支所	免許の適格性			総会の議決						特別議 決要件 (2/3以 上)	申請受付 年月日		
	漁場計 画番号 (筑区)	免許番号		関係地区に 住所を有し、 当該漁業を 営む者の属 する世帯数 (A)	左記のうち 組合員の属 する世帯数	A×2/3	免許につ いての適 格性	総会日におけ る組合員数		総会出席した 組合員数		B×2/3			総会に おける賛 成数	
								正	准	正	准					
かき	301	"	糸島(加布里)	2	2	2	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	302	"	糸島(船越)	8	8	6	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	303	"	糸島(岐志)	13	13	9	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	304	"	糸島(野北)	2	2	2	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	305	"	糸島(船越)	8	8	6	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	306	"	糸島(岐志)	13	13	9	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	307	"	福岡市(能古)	3	3	2	○	347	80	323	-	216	307	○	R5.7.14	
	308	"	福岡市(志賀島)	11	11	8	○	347	80	323	-	216	306	○	R5.7.14	
	309	"	北九州市(脇之浦)	57	57	38	○	204	8	200	-	134	199	○	R5.7.14	
	310	"	宗像(津屋崎)	25	25	17	○	370	44	304	-	203	283	○	R5.7.14	
	313	"	糸島(深江)	2	2	2	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
	314	"	北九州市(脇之浦)	57	57	38	○	204	8	200	-	134	199	○	R5.7.14	
	わかめ あかもく	401	"	宗像(大島)	95	95	64	○	370	44	304	-	203	282	○	R5.7.14
	あわび	501	"	福岡市(玄界島)	34	34	23	○	347	80	323	-	216	308	○	R5.7.14
	ふともずく	601	"	宗像(地島)	32	32	22	○	370	44	304	-	203	281	○	R5.7.14
		602	"	"	32	32	22	○	370	44	304	-	203	282	○	R5.7.14
わかめ ふともずく	701	"	糸島(芥屋)	6	6	4	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	
こんぶ	801	"	"	6	6	4	○	296	67	286	1	191	280	○	R5.7.14	

## 筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(団体)(類似漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		申請者 ( )内は関係支所	免許の適格性			総会の議決						特別議 決要件 (2/3以 上)	申請受付 年月日	
	漁場計 画番号 (筑区)	免許番号		関係地区に 住所を有し、 当該漁業を 営む者の属 する世帯数 (A)	左記のうち 組合員の属 する世帯数	A×2/3	免許につ いての適 格性	総会日にお ける組合員 数	正	准	正(B)	准			総会出席した 組合員数
真珠母貝	901	"	新宮相島	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	902	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	903	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	904	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	905	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	906	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
	907	"	"	1	1	1	○	39	16	39	-	39	26	39	R5.7.14
かき・魚類	1101	"	宗像(鐘崎)	230	230	154	○	370	44	304	-	304	203	282	R5.7.14
	1102	"	宗像(地島)	32	32	22	○	370	44	304	-	304	203	282	R5.7.14
	1103	"	糸島(福吉)	7	7	5	○	296	67	286	1	286	191	280	R5.7.14
	1104	"	糸島(船越)	10	10	7	○	296	67	286	1	286	191	280	R5.7.14
かき・わかめ	1201	"	宗像(津屋崎)	25	25	17	○	370	44	304	-	304	203	282	R5.7.14

筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(団体)(類似漁業権以外の漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		申請者 ( )内は関係支所	関係地区に 住所を有し、 1年に90日 以上沿岸漁 業を営む者 (員外者含 む。)の属す る世帯数 (A)		左記のうち 組合員の属 する世帯数		A × 2/3		免許に ついて の適 格性		総会の議決				申請受付 年月日				
	漁場計 画番号 (筑区)	免許番号		正	准	正	准	正	准	正	准	正(B)	准	総会に おける賛 成数	特別議 決要件 (2/3以 上)					
のり	4	"	糸島(加布里)	21	21	14	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	280	0	R5.7.14
わかめ	113	"	糸島(深江)	12	12	8	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	280	0	R5.7.14
真珠	1001	"	新宮相島	33	33	22	0	0	0	0	0	0	39	16	39	-	26	39	0	R5.7.14
あ	1301	"	糸島(福吉)	48	48	32	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	279	0	R5.7.14
か	1302	"	"	48	48	32	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	279	0	R5.7.14
も	1303	"	糸島(野北)	39	39	26	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	279	0	R5.7.14
く	1401	"	糸島(福吉)	48	48	32	0	0	0	0	0	0	286	67	286	1	191	280	0	R5.7.14
うに																				

筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(個別)(類似漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		水協法17条1項			水協法第17条第2項			法第72条の適格性を有しない場合(個別)				
	漁場 計画 番号 (筑 区)	免許 番号	申請者 ( )内は 関係支所	当該養殖 業に常時 従事する 者の数 (A)	常時従事 する者の うち、組 員又は 組合員と 世帯を同 じくする 者の数	A × 1/3	免許につ いての適 格性	当該漁協 に所属す る組合員 (正・准) の数(B)	当該養殖 業を自営 すること について 書面同意 した者の 数	B × 2/3	免許につ いての適 格性	法人の場合、役員 又は使用人のうち に、暴力団員等 ある者が該当する 場合 (1項2号、3号)	法人の場合、役員 又は使用人のうち に、暴力団員等 ある者が該当する 場合 (1項4号)
かき	311	311	福岡市 (唐泊)	30	29	10	○	428	332	286	○	該当なし	該当なし
	312	312	福岡市 (唐泊)	30	29	10	○	428	332	286	○	該当なし	該当なし

筑前海区における定置漁業権の免許申請一覧(個別)(類似漁業権以外の漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		申請者	共有 漁業権者 数	法第72条の適格性を有しない場合(個別)		
	漁場 計画 番号 (筑定)	免許 番号			法人の場合、役員又は使用人のうちに、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者が該当する場合(1項1号)	法人の場合、役員又は使用人のうちに、暴力団員等である者が該当する場合(1項2号、3号)	暴力団員などがその事業活動を支配する者であること。(1項4号)
雑魚定置	1	1	小呂島定置網組合	28	該当なし	該当なし	該当なし
	2	2	小呂島定置網組合	28	該当なし	該当なし	該当なし

## ・各申請者の審査結果(共同)

免許番号	申請者(共同申請者) ※最上段が代表者	免許しない場合(漁業法第71条)			
		一号	二号	三号	四号
		法72条の適格性を有しない場合(団体)  別紙1 免許の適格性参照  (法72条2項)	公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合	漁業権の不当な集中がある場合	漁場の敷地が他人の所有及び占有に係る場合、その所有者の同意がない場合
筑共1号	糸島漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共2号	糸島漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共3号	福岡市漁協 糸島漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共4号	糸島漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共5号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共6号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共7号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共8号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共9号	福岡市漁協 新宮相島漁協 宗像漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共10号	新宮相島漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共11号	新宮相島漁協 福岡市漁協 宗像漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共12号	宗像漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共13号	宗像漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共14号	遠賀漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共15号	遠賀漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共16号	北九州市漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共17号	北九州市漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要

## ・各申請者の審査結果(共同)

免許番号	申請者(共同申請者) ※最上段が代表者	免許しない場合(漁業法第71条)			
		一号	二号	三号	四号
		法72条の適格性を有しない場合(団体)  別紙1 免許の適格性参照  (法72条2項)	公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合	漁業権の不当な集中がある場合	漁場の敷地が他人の所有及び占有に係る場合、その所有者の同意がない場合
筑共18号	北九州市漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共19号	北九州市漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共20号	北九州市漁協 ひびき灘漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共21号	北九州市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共101号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共102号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共103号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共104号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共105号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共106号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共107号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共108号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共109号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑共110号	福岡市漁協	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要

・各申請者の審査結果(区画、定置)

免許番号	申請者	団体 個別	類似 新規	法72条の適格性を有しない場合(団体)			免許しない場合(漁業法第71条)			二号	三号	四号
				法72条の適格性を有しない場合(団体)	法第72条の適格性を有しない場合(個別)	一 号	二 号	三 号	四 号			
筑区501号	福岡市漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	法人の場合、役員又は使用人の中に、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者が該当する場合 (1項1号)	法人の場合、役員又は使用人の中に、暴力団員等である者が該当する場合 (法72条1項2号、3号)	暴力団員などがその事業活動を支配する者であること。	公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合	集中なし	公共水面で不要	漁場の敷地が他人の所有及び占有に係る場合、その所有者の同意がない場合	
筑区601号	宗像漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区602号	宗像漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区701号	糸島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区801号	糸島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区901号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区902号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区903号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区904号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区905号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		
筑区906号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要		

## ・各申請者の審査結果(区画、定置)

免許番号	申請者	団体 個別	類似 新規	免許しない場合(漁業法第71条)			二 号	三 号	四 号	
				一 号						
				法72条の適格性を有しない場合(団体)	法第72条の適格性を有しない場合(個別)					
				別紙1 免許の適格性参照 (法72条2項)	法人の場合、役員又は使用人のうち、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ引き続き遵守することが見込まれない者が該当する場合 (1項1号)	法人の場合、役員又は使用人のうち、暴力団員等である者が該当する場合 (法72条1項2号、3号)	暴力団員などがその事業活動を支配する者であること。	公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合	漁業権の不当な集中がある場合	漁場の敷地が他人の所有及び占有に係る場合、その所有者の同意がない場合
筑区907号	新宮相島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1001号	新宮相島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1101号	宗像漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1102号	宗像漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1103号	糸島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1104号	糸島漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1201号	宗像漁協	団体	類似	当該養殖漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1301号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1302号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1303号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要
筑区1401号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	-	-	-	漁場計画のとおりに	集中なし	公共水面で不要

## ・各申請者の審査結果(区画、定置)

免許番号	申請者	団体 個別	類似 新規	免許しない場合(漁業法第71条)			四号			
				一号				二号	三号	
				法72条の適格性を有しない場合(団体)	法第72条の適格性を有しない場合(個別)					
筑定1号	小呂島定置網組合	—	新規	—	該当なし (誓約書)	該当なし (県警確認)	該当なし (誓約書)	漁場計画の とおり	集中なし	公共水面で 不要
筑定2号	小呂島定置網組合	—	新規	—	該当なし (誓約書)	該当なし (県警確認)	該当なし (誓約書)	漁場計画の とおり	集中なし	公共水面で 不要



第3種共同漁業権(つきいそ漁業)の免許の内容

免許期間:令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

免許番号 (筑共)	漁業権者 漁業協同組合(支所)	漁業種類 つきいそ 漁業時期 1/1~12/31	漁場の位置
101	福岡市(能古)	○	象瀬頂上から真方位298° 33'、250mの点を中心とした半径100m以内の区域
102	福岡市(能古)	○	象瀬頂上から真方位4° 48'、880mの点を中心とした半径100m以内の区域
103	福岡市(弘)	○	福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑から真方位287° 07'、788mの点を中心とした半径100m以内の区域
104	福岡市(弘)	○	福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑から真方位296° 25'、1,169mの点を中心とした半径100m以内の区域
105	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位42° 0' 18"、875mの点を中心とした半径100m以内の区域
106	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位298°、1,700mの点を中心とした半径100m以内の区域
107	福岡市(玄界島)	○	玄界島灯台より真方位304°、2,175mの点を中心とした半径100m以内の区域
108	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位50°、7,825mの点を中心とした半径100m以内の区域
109	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位55°、8,150mの点を中心とした半径100m以内の区域
110	福岡市(奈多)	○	志賀島漁港北防波堤灯台より真方位56°、8,325mの点を中心とした半径100m以内の区域

# 区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覽表②

免許期間:令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

免許番号(筑区)	団体・ 個別	類似・ 新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
1号	団体	類似	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市大字加布里加布里漁港北側	糸島(加布里)	
2号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市(姪浜)	
3号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区室見川沖	福岡市(姪浜)	
4号	団体	新規	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市大字加布里加布里漁港西側	糸島(加布里)	新規漁業権
101号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)	
102号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎内側	糸島(深江)	
103号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎南側	糸島(深江)	
104号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区大字志賀島道切地先	福岡市(志賀島)	
105号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区大字志賀島叶の浜地先	福岡市(志賀島)	
106号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区大字弘地先	福岡市(弘)	
107号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区大字勝馬字赤石地先	福岡市(弘)	
108号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区大字志賀島東側	福岡市(志賀島)	
109号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市門司区大里地先	北九州市(大里)	
110号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区箱崎地先	福岡市(箱崎)	
111号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	
112号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩新町地先	糸島(岐志)	
113号	団体	新規	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎北側	糸島(深江)	新規漁業権
201号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島大島漁港内	宗像(大島)	
202号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
203号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島大島漁港内	宗像(大島)	

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覽表②

免許期間:令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
204号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩姫島姫島漁港内	糸島(姫島)	
301号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈松末地先	糸島(加布里)	
302号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩久家立石崎地先	糸島(船越)	
303号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
304号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩野北野北漁港内	糸島(野北)	
305号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩久家地先	糸島(船越)	
306号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
307号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区能古地先	福岡市(能古)	
308号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市東区志賀島志賀島漁港内	福岡市(志賀島)	
309号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区小竹地先	北九州市(脇之浦)	
310号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市津屋崎漁港内	宗像(津屋崎)	
311号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区大字宮浦地先	福岡市(唐泊)	
312号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区大字宮浦地先	福岡市(唐泊)	
313号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈片山大崎内側	糸島(深江)	
314号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区小竹地先	北九州市(脇之浦)	
401号	団体	類似	わかめ・あかもく養殖業	10/1-6/30	宗像市大島大島避難港南側	宗像(大島)	漁業時期変更
501号	団体	類似	あわび養殖業	1/1-12/31	福岡市西区玄界島地先	福岡市(玄界島)	
601号	団体	類似	ふともづく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島泊地先	宗像(地島)	
602号	団体	類似	ふともづく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島泊地先	宗像(地島)	
701号	団体	類似	わかめ・ふともづく養殖業	10/1-6/15	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	

区画漁業権（漁業種類：第1種区画漁業権）の内容

別紙一覽表②

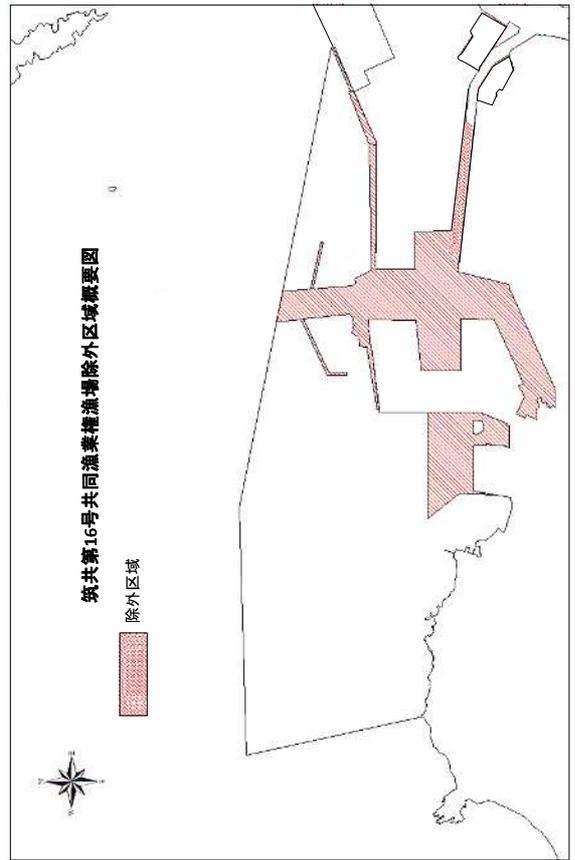
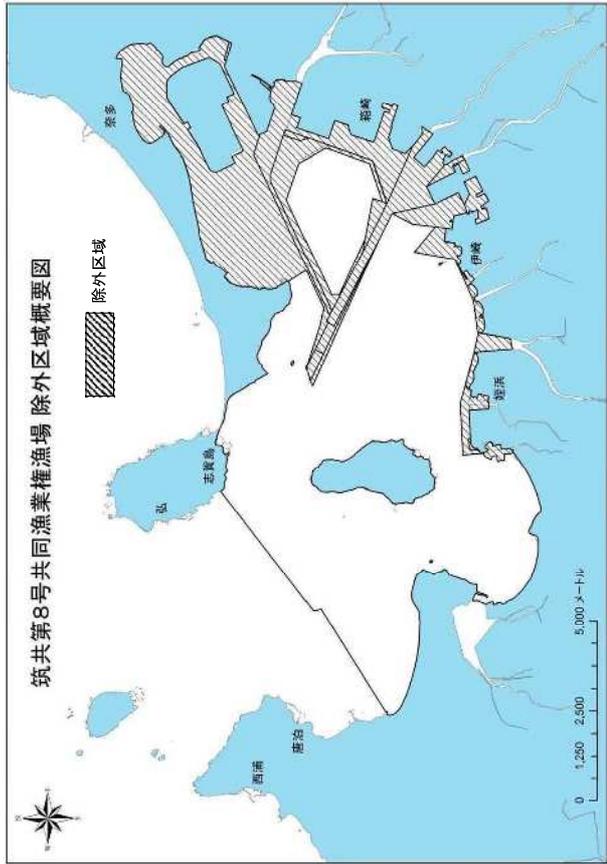
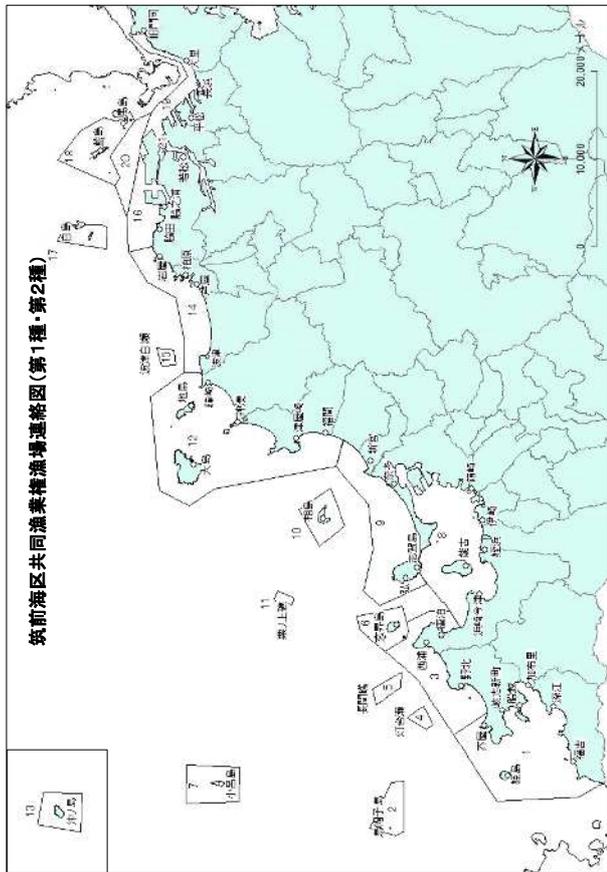
免許期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
801号	団体	類似	こんぶ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	
901号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
902号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
903号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
904号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
905号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
906号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
907号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
1001号	団体	新規	真珠養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町大字相島地先	新宮相島(相島)	
1101号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
1102号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市地島豊岡地先	宗像(地島、鐘崎)	
1103号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市二文吉井地先	糸島(福吉)	
1104号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	旧筑区201号
1201号	団体	類似	かき・わかめ養殖業	1/1-12/31	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)	旧筑区109号
1301号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二文吉井地先	糸島(福吉)	新規漁業権
1302号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二文鹿家地先	糸島(福吉)	新規漁業権
1303号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)	新規漁業権
1401号	団体	新規	うに養殖業	1/1-12/31	糸島市二文福井地先	糸島(福吉)	新規漁業権

定置漁業権(個別)の免許の内容

免許期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

免許番号 (筑定)	類似・ 新規	漁業権者	漁業種類 漁業時期	漁場の位置
1	新規	小呂島定置網組合	雑魚定置 1月1日から12月31日ま で	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、及び(イ) を順次に結んだ直線によって囲まれた 区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位302度26分 1,444メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位344度08分 809メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位313度11分 426メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位282度24分 145メートルの点 (ホ)基点第7号から真方位220度44分 1,068メートルの点
2	新規	小呂島定置網組合	雑魚定置 1月1日から12月31日ま で	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ) を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位22度06分 957メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位49度50分 1,869メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位81度57分 1,452メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位36度51分 607メートルの点













## 小型定置網漁業の許可方針について

漁業管理課

### ○ 定置網の制度上の分類（県内）

- 定置漁業
- ① 定置漁業権（水深27メートル以深）に基づく定置漁業  
（小呂島グループ）
  - ② 共同漁業権2種に基づく小型定置網漁業  
（各地区の漁協組合員）
  - ③ 許可に基づく小型定置網漁業  
（個人もしくは漁協自営）

### ○ 協議内容

- ・ 9／1の漁業権更新を契機に、糸島市（姫島地先）、福岡市（志賀島地先）、宗像市（地島地先）の小型定置網が漁協自営に移行。
- ・ 現在までに、筑共6号（福岡市（玄界島地先））、筑共14号（遠賀郡（柏原））、筑共21号（北九州市（若松））で許可方針制定済み。
- ・ 地区毎の許可方針制定（別紙）に際し、筑前海区漁業調整委員会の意見をきくもの。

# 筑共第1号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針

## 1 制限措置に関する事項

### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）又は当該住所に所在している漁業協同組合に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
糸島地区	なし	糸島市

### (2) 操業区域

筑前海区海面

### (3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

### (4) 漁業を営む者の資格

- (1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。  
筑共第1号漁業権管理委員会の同意がある者。

## 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

## 3 条件

- (1) 筑共第1号共同漁業権漁場内以外の海域において操業してはならない。  
(2) 4月1日から9月30日までの間、なまこを採捕してはならない。

## 4 申請書の添付書類等

### (1) 個人で申請する場合

- ① 漁具の設置場所を明示した図面  
② 筑共第1号漁業権管理委員会の同意書

### (2) 漁業協同組合経営の場合

上記(1)の他、次に掲げる書類を提出すること

- ③ 漁業協同組合の定款  
④ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和5年8月 日から施行する。

## 筑共第9号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）又は当該住所に所在している漁業協同組合に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	なし	福岡市

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### (4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。  
筑共第9号漁業権管理委員会の同意がある者。

### 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

(1) 筑共第9号共同漁業権漁場内以外の海域において操業してはならない。  
(2) 4月1日から9月30日までの間、なまこを採捕してはならない。

### 4 申請書の添付書類等

#### (1) 個人で申請する場合

- ① 漁具の設置場所を明示した図面
- ② 筑共第9号漁業権管理委員会の同意書

#### (2) 漁業協同組合経営の場合

上記(1)の他、次に掲げる書類を提出すること

- ③ 漁業協同組合の定款
- ④ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和5年8月 日から施行する。

## 筑共第12号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）又は当該住所に所在している漁業協同組合に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区	なし	宗像市

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### (4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

筑共第12号漁業権管理委員会の同意がある者。

### 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

(1) 筑共第12号共同漁業権漁場内以外の海域において操業してはならない。

(2) 4月1日から9月30日までの間、なまこを採捕してはならない。

### 4 申請書の添付書類等

#### (1) 個人で申請する場合

① 漁具の設置場所を明示した図面

② 筑共第12号漁業権管理委員会の同意書

#### (2) 漁業協同組合経営の場合

上記(1)の他、次に掲げる書類を提出すること

③ 漁業協同組合の定款

④ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和5年8月 日から施行する。